

令和5年皆野町農業委員会第10回定例総会議事録

1. 開催期日 令和5年10月24日(火)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 3時00分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大瀨英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

4件

8. 事務局 吉岡明彦、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。定刻前に全員の方に、今日から東さんにも入っていただきましたので、本当に全員の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まだまだかと思っていたのですが、今週、今度の日曜日はふれあいまつりですし、また来月は県外研修ということも入っています。協議・報告事項の中ではその辺の話も出てくるかと思いますが、今日、10回目の定例総会、ご協力いただきましてスムーズに進行できますようによろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました

それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長、お願いいたします。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

ただいまの出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年皆野町農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に、議事録署名人に、

日野沢区域担当、山本丈示委員

三沢区域担当、田島一男委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

日野沢区域担当、山本丈示委員

三沢区域担当、田島一男委員にお願いをいたします。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をお願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の11番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

11番
小池委員

それでは、18日の日に推進委員の柴崎さんと事務局とで現地を確認してまいりました。

8ページで現地を参照願いたいのですけれども、8ページの上の段で、〇〇〇というのですか、県道がありますけれども、〇〇の信号から1キロちょっと行ったところに、県道の旧道に入る左側に〇〇〇があって、そこを歩いていくところに旧道がございます。旧道入って100メートルほど行って、山際のほうに入ったところに現地がございます。

先ほど事務局から説明があったかと思うのですけれども、畑の現状としては家庭菜園的なもので、現在耕作をなさっていると。実際には、この8ページの地図のところに、現地の裏のところに〇〇〇〇というお宅があるかと思うのですけれども、そこが先ほどの説明ですと妹さんの家だということで、妹さんと妹さんの旦那さんが実際には今は耕作をされているということらしいです。

この新しく譲受人の〇〇〇〇ですけれども、私もどういうふうに判断していいか、ちょっと分からないのですけれども、〇〇からこちらまで2時間かけて、この340ぐらいの畑のために2時間かけて、そんなに頻繁に来られるのかなという心配があるのですけれども、実際には先ほど言いましたように〇〇〇〇の夫婦というか、旦那さんとそれが耕作をされている。家庭菜園として利用されているようなのですけれども、いろんな事情で、〇〇〇〇という方が、もともとこちらの出なのでしょうけれども、農地を取得したいということのようなのです。

若干判断に迷うというか、ジャッジは皆さんにちょっとお願いしたいと思うのですけれども、どういうふうに考えたらいいいのか。また、事務局も補足をいただきながら協議をしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

事務局

柴崎委員から話があれば、私のほうから、その後、経緯を説明いたします。

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の柴崎孝夫委員も地現地確認に同行していると思いますが、何かご意見ございましたらお願いいたします。

国神区域担当
柴崎委員

小池委員と事務局と現地確認しまして、先ほど小池委員が述べたとおりの状況ですので、その場での判断というのは皆さんに任せるということで、お互いに分かれたところでございます。
以上です。よろしく申し上げます。

浅見会長

事務局、補足。

事務局

そうしましたら、今回の申請が来た経緯から、まず説明をさせていただきます。

まず、この経緯としますと、今回の譲渡人と譲受人のほうで、昔、この土地を譲る算段といたしますか、手続をやろうとして金銭の授受があったそうです。ただ、結局、その後、農地転用等取らずに今まで来ていたということで聞いています。

今回、譲渡人のほうが、実は今ご病気です、それで自分の代のうちに、いろいろ持っている財産といたしますか、土地等の整理、こういうふうに相對でやってきていたものとかの整理をしたいということで、行政書士を通じて申請がありました。整理をしていく中で、当初、当時は5条申請なので、住宅か何かの目的でやっていたようなのですが、その計画も建たず、許可等もなく、今まで相對でやっていたところをそのまま使って、今回の受人のほうの家族といたしますか、親族が耕作をしてきていた状態ということで聞いております。

そういった経緯から、言い方は悪いですが、妹さんのほうで受けるのが筋ではないかという話もちょっとさせていただいたのです。畑の前にいらっしゃいます。家の前の土地です。ただ、ご本人、譲渡人さんとしては、昔、そういう話もしていたので、この人に移したいということで、この人の名義で申請が来ております。

判断基準といたしましては、事務局の見解といたしましては、ちゃんと持っている畑、全部耕作できるかということと、年間150日従事できるか。あと、地域との調和ということで、地域と協力しながらといたしますか、そういった連携を取りながらできるかということが主な3条の許可の判断の基準になってくるのですが、まず1つ目の畑の面積、耕作が全てできるかどうかということと150日のところ、かぶるところあるのですけれども、346㎡ということで、そんなに大きくなく、耕運機等も今のところ取得予定はないのですけれども、手作業でもできる面積かなというところ。あとは栽培する作物も個別具体的に一応挙げておりますので、実際、行政書士の方にもいろいろ話を聞きまして、作付の予定の作物というのはこういうものを植

えたいと、個別具体的に書いてきていたそうです。本人も、取得をしたら今まで以上に来るといような話もしています。

先ほど、家のほうの住まいの関係を言っていたのですが、こちらのほうに住まいがあるのは、〇〇〇のほうに、姪の住まいがあって、さっき言ったように畑の後ろというのですか、妹さんのお宅があって、そういうところを行ったり来たり、行き来しながらこちらに来ているといようなことでした。

なので、面積的なものと作物的なものからいうと、ある程度、妥当性はあるかなと。年間150日というところは、先ほどちょっと私が補足させていただいたのですが、世帯等という中で2親等まで入ります。本人にやっていただくのは、まず常識的なことなのですから、2親等以内の親族も一緒にやって、日数的なものをクリアするといような記載方法になっておりますので、その従事的な日数のところも、ある種、クリアしているのかなと。地域のそういった基準に基づいてやりますよといことで、地域との調和といところでも、申請書の内容からいいますと満たしてくるかなといところで、確かに遠方にいらっしゃるといところがかなりネックにはなるのですけれども、この申請をもって、こういう言い方でいいのか分からないのですけれども、不許可とまではできないといところかな。申請内容からいって判断としては許可になり得るのかなといところで、事務局のほうはいろいろ調べた結果ではあるのです。ただ、皆様のご判断によるところにもございますので、あくまで判断の参考といことにさせていただければと思います。

その他何か質問事項等ありましたら、こちらで確認している内容、説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

浅見会長

それでは、今、現地確認の報告、あるいは事務局のほうの補足説明を聞いた上で、本件に対する質疑を行いたいと思います。

質疑がございましたらお願いをいたします。

横田委員。

12番
横田委員

質疑ということではないのですけれども、事務局のほうで不許可とすることは難しいとい話、結論が出ているのに、こういう質問しては申し訳ないのですけれども、お二人とも、このご夫婦がかなりの高齢なのに、この書類を見ると、当面2時間かけて通ってきますとか、移住しますとか、そういう余裕はないのだと思ふのですけれども、我々は、こういった書類を見ながら判断するわけではないのですか。先ほどの事務局さんのお話を聞けば、そういう諸事情があるのだとい

うので、納得せざるを得ないのですけれども、これとこれを見せられただけで判断しろという、こんなきれいに畑やっているではないかと思うではないですか。これは前の人がやっていたのと。そうではなくて、妹さんがやっているらしいとか、何か、つじつまがちょっと書類と現実が何か合っていないのではないかというので、もうちょっと許可されるように近づけるような書類をつくってもらったほうがいいのではないかと思ったのですけれども、昔からのいわれもあるみたいで、一言言いたかっただけのことなのですからけれども。

浅見会長

どうぞ。

事務局

かなり難しい判断で、この言い方をしているのか分からないのですけれども、農業委員会の農地法第3条とか、基本的に申請なのですけれども、10日で締めて、2週間以内にここに総会にかけてくるようになるので、その間の補正というのが、補正した資料を皆様にお届けできるのが一番いいのだと思うのですけれども、どうしてもぎりぎりになってしまって。こういう総会の場での提供になってしまうということもあります。

ただ、なるべく私のほうも事前に話、申請が来たときに話を聞いて、今回のように資料とか差し替えまでというところでやったりもして、一応こちらも努力はさせていただいているのですけれども、何分、2週間というかなり短い部分がありまして、この件、埼玉県農業会議にも参考で聞いたのです。確かに難しい判断になるということはおっしゃっていました。ただ、そこで言っていたのは、年齢を基に判断してはいけないのだというふうなことは言われました。あとは、言い方はあれですけれども、不許可のほうに確認するのであれば、どうやって栽培するのかとか、そういった栽培面でのことをもっと詳しく聞いて、そこで判断するというのも一つだよとは言われました。ただ、さきにも言ったように、そこまでの手続といいますか、ちょっとこの2週間で間に合わなかったものですから、今回こういうような形になってしまったというところがございます。

ですので、案件によっては、かなり前からいろいろ相談に来る案件もございますので、そういうときは、もっと私のほうも注意して補正等と呼びかけるなり、ちょっと分からない等があれば、もっと質問して、皆様に共有できるような形でやっていけるように努力したいと思っておりますので、ちょっと今後の対応というところにはなりますけれども、おっしゃるとおりで、資料だけで読み取れない部分というのもありますので、その部分の背景といいますか、その辺も、もう少し分

かるような形で出せるように今後努めていきます。

浅見会長

どうぞ。

1 2 番
横田委員

もう一点。2 ページで所有農地というのがゼロではないですか。3 ページで農業経験ですか、これが20年というのはどういうことなのですか。農地を取得していないのに、持っていないのにそういう経験、昔やっていたということ。

事務局

すみません。そこの細かいところまで、私のほうもちょっと聞き取れなかったのですけれども、実際、ここ、さっき言ったように仮登記がついていまして、仮登記をつけたのが昭和52年なのです。だから、もう40年以上前で、実際はこの申請人の親御さんの代なのです、相続する前の話、その売買契約になったときから読むと。売買の話になっているのは昭和52年で、今回の譲渡人の方は55年に相続していますので、多分その先代の部分のところで少し話が進んでいたものだったと思うのです。それを相続して、実際そういう話があつて金銭の話も出ていたので、多分そのまま使用していたという言い方はどうなのかというところはあるのですけれども、そういうので使ったりしていた関係もあつて20年と書いてきたのかなとは、そういう推測していたわけです。

この方、受人の方、一時期、海外にいらっしゃったとかというので、いろいろこっちのほうにいなかった期間とかもあつたので、そういったものも含めた上での年数なのかなと。すみません。もう少し詳しく聞ければよかったですけれども。

1 2 番
横田委員

結構です。

浅見会長

ほかに何かありましたらどうぞ。
小池委員。

1 1 番
小池委員

調査委員で、大変恥ずかしい話なのですが、私が一番思うのは、〇〇〇〇という方が、譲受人が何でこの土地を所有しようと、農地として取得しようとするのか。先ほどの話ですと、前に相続の問題で云々とかとやっていたのですけれども、利益目的とか、営利云々とか、そういうことではないというのは、この土地を見て分かるのですけれども、あえてこの〇〇〇〇という方が自分の農地を取得しようとするこ

との意味が私には理解できないのです。もしその辺が分かったら。俗っぽい話で申し訳ないのですけれども。

12番
横田委員

これは前回、〇〇〇〇とのやり取りで。

事務局

〇〇〇〇とのやり取りで、この〇〇〇〇に譲る、売るという話で、実際お金の動きもあったみたいで、それは本来ではないのです。ちゃんと許可取ってからやるべきなので。ただ、相対でそういった経緯があったので、どうしても〇〇〇〇に渡したいというのが、渡人の思いといえますか、願いのようです。

おっしゃるように、この後、場所的にないのですけれども、買って何か別のものにするのではないのですねというのは、くぎを刺してあります。それをされると、こちらもその後の対応、しかるべき対応を取らなければいけないというところもありますので、そこは間に入っている行政書士さんに説明をさせていただいている状況です。

なので、言い方はあれですけれども、損得というより、昔の契約といえますか、それを履行しようとしている、相対のものを履行しようとしているというような認識なのかなと思います。

浅見会長

どうぞ、田島委員。

三沢区域担当
田島委員

推進委員は意見は言えるというか、質問というか。

79歳と72歳のご夫婦が〇〇から160日間、往復だったら4時間、片道2時間かけて軽トラックで来られるのですか。大変、私的には、今67歳ですけれども、〇〇往復するというのをたまに1年に1回ぐらいやっています。とんでもなく疲れます。とんでもなく危険です。それで、こっちに来て百姓やって通う。あと何年続けられるのか。どういうふうにその農地を管理されるのかということは非常に気になります。既に大変高齢な方なので、2時間かけて車で来られるのも心配ですし、面積は少ないけれども、周辺のこともありますので、その後の、例えば10年先なり、どういうふうに管理をされるつもりなのか。農地を農地として維持するという立場で我々が判断しろと言われれば、大変心配で、とてもとてもということです。所有権の移転その他は、それは我々の知らないところでの事情はあるのでしょうか。それは何かの物の売買ですとか、車でも、もらうとか、もらわないとかという話であれば別に。農業をこの土地でしていただけるかどうかをここで我々がオーケーかオーケーでないかを判断しろと言わ

れば、大変難しいご提案のように聞こえます。

浅見会長

はい。

1 番
齊藤委員

でも、移住する気にいるのですから、それがいずれというのが、そのいずれがいつのいずれかというものですよね。来年かもしれないし。

事務局

そこも聞いております。移住の予定なのですけれども、今住んでいるほうの関係もあるので、すぐではないと。ただ、行く行くはしたいという意向だということなのです。

1 番
齊藤委員

では、80半ばぐらいかな。

事務局

ご親族のことは、これはあまり総会の中で言うべき案件ではないのかなと思うのですけれども、実はこの譲渡人の方、かなりの大病でして、いろいろ急ぎたい部分があるということで聞いています。

もともとは、さっき言ったように農地としての取得というのは、昨年まで3,000㎡なければ駄目ですよという面積の区切りもあった部分で、今までできなかったのですけれども、面積要件が緩和されたということで、それで、できれば手続が取れるのであれば、実際、そういう形態を取ってしまっていたので、それを移したいということのようです。

あとは、さっき言ったように、こちらに自宅はないのですけれども、親族の家はあって、そこを行き来したりとかして、本人は頑張りたいということではあるということでは聞いています。

浅見会長

なかなか難しい、あまり今までになかった厄介な判断ですが、それについては厄介なことかもしれませんが、この際ですので、もしほかにご意見あれば伺いたいと思います。

ちょっと意見、出てこないのですが、先ほど説明の中でもありましたように、妹さんがこの対象者の一人として、妹さんというか、妹さんの家族、一人ではないかもしれませんが、なるのであれば、何とかここは農地として使っていけるのかなという感じは持ちます。持ちますが、確かにこれだけを見たら、譲渡人、譲受人というところだけを見れば、ちょっとなかなか難しいのかなというのが普通かなという気がします。ちょっとどちらにするにしても、私の判断というわけでは

ないので、皆さんに決めていただければいいのですが、この〇〇〇〇、ちょっと今病気だということですが、お父さんのほうが多分話、最初に持っていったのはこの〇〇〇〇のお父さんのほうが〇〇〇〇のところ、最初に持っていったのだろうというふうには思います。このお父さんも結構早く亡くなっているのです、年齢的には。そんなこともあって、〇〇〇〇のほうは、そういう状況になっているということは、多分、亡くなってから聞いたというか、そのぐらいの話なのかなと思うのです。それで、そのままに、正式な形を取らないまま来ていたのだろうというふうな感じはしています。

ただ、だからこれをこのままでいいのかということ、また別の話ですけれども、多分そういう状況だったのだろうなど。ちょっとお父さんまでは、皆さんも知っていると思いますが、知っている人もいらっしゃると思いますが、ちょっと知っていたりするの、なかなかいろいろその辺あったのかなというふうには思います。

ただ、これはどうするかということは、ここに議案として出てきているわけですので、ここで決めていただけていいというふうに思いますし、決めていただくのが当然だというふうに思いますので、皆さんのほうで判断をしていただければと思います。

浅見会長

もし、これで皆さんのほうから何か質問、ご意見等はよろしいですか。

もしなければ、ここで、どういうふうな形を取るかという判断をしなければいけないのですが、本来ですと、出てきたことですので、第3条の規定による許可申請ですので、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して管理を決定し、許可指令書を発行するということになるのですけれども、これを可とするかどうかということについて、決を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

出席委員

(はいの声あり)

浅見会長

それでは、先ほどちょっと言いましたけれども、本件、第3条の規定による許可申請、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行しますということで、本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

ありがとうございました。

挙手委員が多数と認めます。

いろんなちょっと疑問点もあるし、心配な点もありますが、こういう形で挙手委員が多数ということですので、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付いたします。

事務局

今回、かなり皆様から意見等をいただきましたので、それらに関して相手方には伝えて、ちゃんと管理するということとは徹底するように話をしようと思います。

浅見会長

ぜひその辺、事務局よろしく願いいたします。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、4件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明を求めます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、農業委員として地区担当の11番、小池幹夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。お願いいたします。

11番
小池委員

前の案件と同じ18日に事務局と現地確認をしてまいりました。地図でいいますと、13ページが分かりやすいです。先ほど〇〇の〇〇〇のほう、〇〇方面の北側というか、そちらになりますけれども、その〇〇地区との境に沢があるのですけれども、その手前、こちらから行きますと手前側になります。県道から〇〇〇の河川敷に入っている、河川敷というか、前、農地だったところが太陽光発電の設置の場所になります。一時転用の道路の仮設等につきましては、ほかの農地に与える影響というのはないように思われますので、一時転用の件は問題ないのかなというふうに考えます。

それと、当然今回は資材搬入と進入路ということですが、太陽光が運用になりましたら、メンテナンスとか保守の関係で、当然進入路というのが必要になると思いますけれども、事務局の話ですと、再申請をしていただいて、道路の設置をまた再申請で出していただくということですので、一時転用の件については問題ないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

浅見会長

補足、事務局。

事務局	<p>進入路で、メンテナンス等につきましては、再度、ほかの土地を通してということで、再申請等検討しているということで聞いています。</p> <p>あとは、整備のときは重機等入らないで、面積も最少で済むような、小型車、軽自動車とかそういうものになるような話を聞いていますので、奥のほうに道路敷等もあるので、そういったものの活用も検討しているということです。その辺で、メンテナンスのときは来るということで聞いております。ですので、先ほど小池委員のおっしゃっていたように、またその農地を通して入っていく場合につきましては、引き続き農業委員会のほうの管轄になりますので、事務局のほうでまずは対応していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
浅見会長	<p>それでは、補足を含めまして、これより本件に対する質疑を行いたいと思います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p>
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。</p> <p>続いて、番号2について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読、説明をお願いします。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	<p>農業委員として地区担当の1番、齊藤三恵子委員に対象農地の状況について説明を求めます。お願いします。</p>
1番	番号2番の説明をします。

齊藤委員	<p>18日の水曜日に事務局と現地確認に行きました。15ページをお願いします。場所は、〇〇〇から〇〇〇へ向かって200m先の〇〇〇寄りになります。周りも住宅が3軒ぐらいで、別に問題になるようなことはないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
浅見会長	<p>これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p>
出席委員	<p>(なしの声あり)</p>
浅見会長	<p>それでは、質疑がございませんので、これより採決をいたします。本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	<p>(委員の挙手)</p>
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。</p> <p>続いて、番号3ですけれども、番号3、番号4については、関連がありますので、まとめて審議をしたいと思います。</p> <p>事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p>
浅見会長	<p>それでは、農業委員として地区担当の10番、四方田克己委員を対象農地の状況について説明を求めます。3、4、併せてよろしく願いいたします。</p>
10番 四方田委員	<p>それでは、議案第2号、番号3と4について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、案内図を御覧いただきたいと思います。10月19日に現地調査をさせていただきました。現地の場所でございますが、見づらいかと思いますが、〇〇に〇〇〇がありますが、そこをちょっと〇〇方面に入って〇〇〇へ行く道路がございます。その道路を100mぐらい行きますと丁字路になります。その丁字路をさらに今度〇〇〇のほ</p>

うに入っていきます。途中で〇〇の〇〇〇等ありますが、その先に行きますと、一段下がった先、突き当たりが、今回貸付人であります〇〇〇〇の家になります。〇〇〇〇というと、前、〇〇をやっていた〇〇〇〇の家です。その前の畑に今回、公図を見ていただきますと、公図を見ていただきますと、太く囲まれた線の部分が今回の申請地になります。

現地の状況については、借受人の〇〇〇〇は貸付人の〇〇〇〇の娘さんの旦那さんになります。転用理由にもありますように、アパートが子供ができて手狭のため、ここに親の土地を借りて自己用住宅を建設したいというものでございます。

この〇〇〇〇でございますけれども、21ページの配置図を御覧になっていただきますと、下の欄に書いてございます。2級建築士を持っている方で、今回この申請に当たっては、自ら設計をしておるものでございます。ちょっと細かい字で見づらいところですが。

申請農地の状況でございますけれども、作物等は耕作されておられません。周辺への影響は、申請地周辺、〇〇〇〇の所有の畑や建物でございますので、特に問題ないと思えます。

次に、議案第2号、番号4でございますけれども、先ほど事務局から説明がありましたように、住宅を建設して浄化槽を設置しますので、その排水管の埋設工事を貸付人の〇〇〇〇の土地へするものでございます。

25ページの配置図を見ていただきますと、〇〇〇が宅地になる部分でございます。その右上の図面です。そこから〇〇〇のところへ浄化槽を設置して、畑の部分に排水管を埋設するというものでございます。埋設したのは、また現状にするということで、一時転用ということになります。先ほど事務局のほうから説明ありましたように、排水先も協議ができているということでございますので、特に問題ないと思われます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑については、番号3、番号4、どちらでも結構ですので、ありましたらよろしく願いいたします。

はい。

2番
野澤委員

18ページの地番を見ると、〇〇〇となっておりますよね。でも、こちらの公図でいくと〇〇〇です。番地はどっちが本当なのですか。

事務局 ○○○が正しいです。私のほうで書き間違いになりますので、○○○が正しいものであります。すみません。

浅見会長 ほかに何かございますか。
はい。

7番 葦原委員 配管のほうの関係なのですけれども、この管が100あって、掘るのが300で、20cmぐらいきり土がかぶる部分はなくなっていると思うのですけれども、畑としてそれ以上掘ることはある。20cmぐらい掘ると思うのですけれども、どうなのですか。水道とかはかなり深さがあるけれども、こういう場合、深さは関係ないのですか。

事務局 すみません。私のほうで、あまりそちらのほう詳しくなくて申し訳なかったです。ちょっと確認します。
すみません。私のほうで、確かに低いというところがありますけれども、実際現地を見ますと、こういう言い方はあれなのですが、現地を見ますと、この写真の番号4のところを見ていただくと、図の4、一番最後のところを見ていただくと分かるのですが、庭木が生えているようなところの手前まで、今回の住宅の敷地がありまして、そこから庭木のところの横辺りを通るような計画ということで、もともとあまり深くまで掘る予定がないところだったのかなというふうに見てきていた部分ではあります。
ただ、おっしゃるとおりで、畑に通す以上は農作業に支障がないようにやっていただくというのが大原則になりますので、すみません、ちょっと私のほうの配慮不足だったので、そこはもう少し話をして、農地に影響ないようにということで付け足すようにしようと思いません。

浅見会長 よろしいですか。

7番 葦原委員 はい、分かりました。

浅見会長 ほかに何か。
どうぞ。

12番 横田委員 ちょっと私、排水管のことがよく分からないのですけれども、排水管を農地の土地の中に埋め込むわけではないのですか。それから埋め戻

して農地として使うということだと、やっぱりそれは下に入っている農地なのですか。

事務局

実はこの申請、当初住宅だけで来たのです。21ページの配置図を見ていただくと、上のほうに、すみません、横で、こう見ていただくと、この辺に合併浄化槽があったのです。それがどうも上に延びていると。そうすると、公図を見ても、どう考えても畑を通るということが分かったので、県のほうに確認をして、要はこの申請の附帯で、この通すところを転用としてやるかどうかを聞いたのです。そうしたら、掘って埋めた後、戻すのであれば一時転用ということで確認は取っています。

12番
横田委員

何か申請そのものがあれなのですから、住宅と一体で敷地拡張みたいな形にはならないのですね。

事務局

なので、今回の工事で家を建てると。そこのための管の道を転用するというので、一緒に転用でいいと思ったのです、最初。それで、管を通すというところで、畑の下に排水管を通すよというところで、この一体の転用許可として、親子ですので、5条の賃貸なので、この場合、分家としなくても何㎡でもいけますので、それで合わせて農地転用でいかがでしょうかということで、振興センターさんにも少し話をしたので、そこはあくまで一時的に掘って入れるだけなので、一時転用でということ聞いています。

なので、私も同じふう思ったので、聞いたのですけれども、一応県のほうの指示は、分けての一時転用と恒久転用ということなんです。

12番
横田委員

分かりました。

浅見会長

ほかに何かございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑はこれで終了させていただいて、事務局からの説明がありましたけれども、議案ごとに採決をしたいと思います。

最初に、番号3について採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
次に、番号4について採決をいたします。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、番号3、番号4は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
以上で審議いただく議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。